



カリフラワー

(主な産地：岩倉市、田原市)

発行／愛知県県民生活部県民生活課

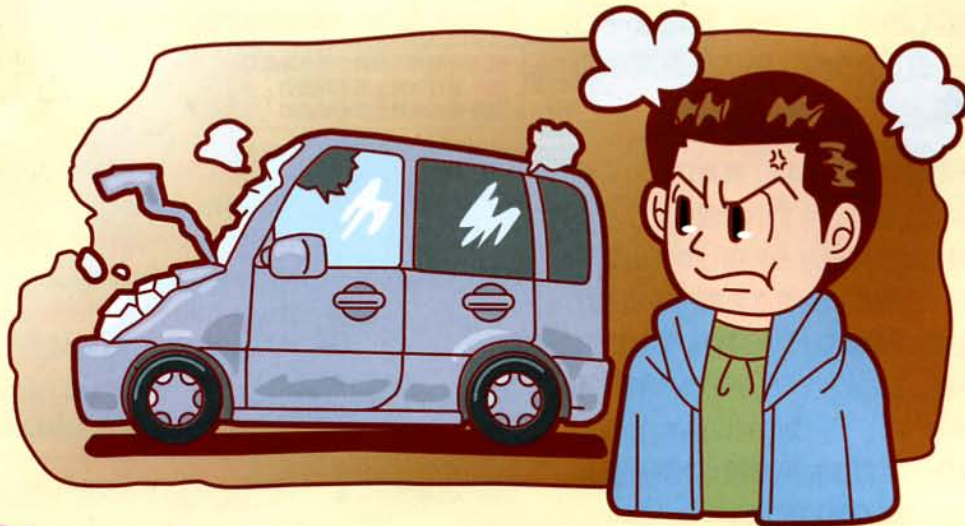
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6166



「中古車」に関するトラブルに注意!

中古車は新車と違って、価格も品質も一台ごとに異なり、商品の品質・機能の良し悪しを判断することが難しく、購入後のトラブルに結びつきやすくなっています。

愛知県の8か所の県民生活プラザに寄せられた「中古車」に関する相談件数は、自動車(四輪自動車)に関する相談件数の5割以上を占めています。



主なトラブル

- 納車後、品質上の不具合が発生した。
- キャンセルを申し出たところ高額な違約金を請求された。
- 事故車ではないとの説明により購入したのに、事故車であることがわかった。
- 走行メーターの巻き戻しが判明した。

アドバイス

- 自動車の購入には、法令上のクーリング・オフが適用されないので、安易に契約せず、車両状態の確認、保証制度の有無などを十分にチェックし、疑問に思うことは何でも販売担当者に質問して、肝心なことは必ず書面にしてもらいましょう。また、契約前に中古車販売店が「(社)自動車公正取引協議会」の会員であるかどうかを確認するといでしょう。
- 自動車の保有には、登録制度や納税義務、自賠責保険の強制加入などの特徴があり、手続の進行状況によっては、実損が発生する場合があります。購入の意思を表すことで発生する責任の重みを自覚しましょう。

「消費者行政に関するアンケート調査」結果について

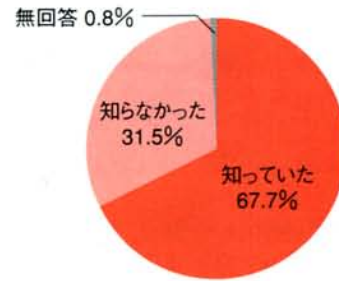
～県消費生活モニターに対する調査から～

現在、社会環境が大きく変化する中で、生活に関する様々なトラブルが発生しています。平成19年度は、県民生活プラザに、2万2千件を超える消費生活相談が寄せられました。このため、県では県消費生活モニター400名（回答数:375名）を対象に、消費者行政に関するアンケート調査を行いましたので、その結果についてご紹介します。（調査時期:平成20年9月）

◆活動開始前から県の消費生活相談窓口を知っていた人は約7割

モニター活動開始前から県の消費生活相談窓口（県民生活プラザ）を知っていた人は、67.7%でした。年代別では、40・50・60代で「知っていた」の回答率が70%を越えた一方、20代では40.0%、30代では56.6%と、比較的若い世代において認知度が低くなっていました。

■県の消費生活相談窓口（県民生活プラザ）の認知度

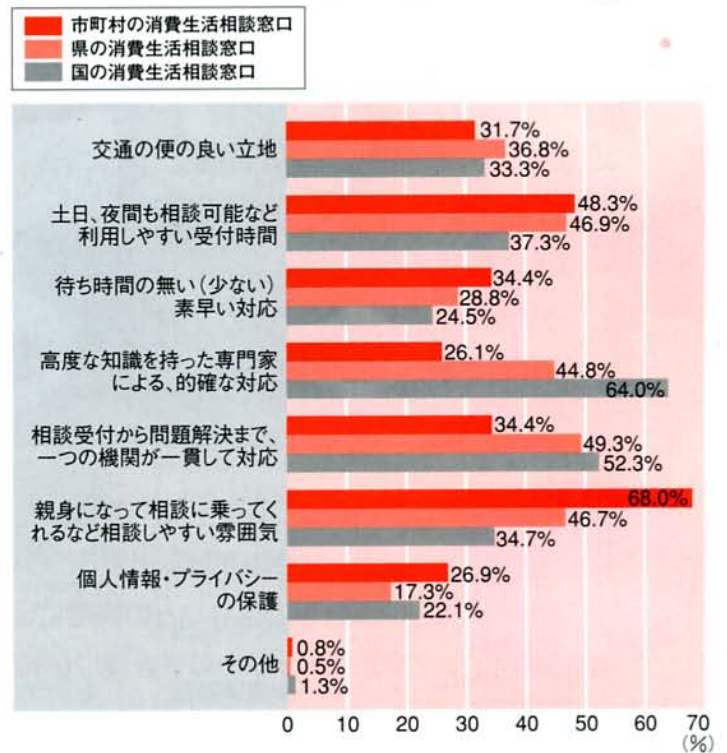


各消費生活相談窓口にて期待すること

◆市町村には相談しやすい雰囲気、県には一つの機関による一貫した対応、国には高度な知識や的確な対応

最も身近な市町村に対しては、「親身になって相談に乗ってくれるなど相談しやすい雰囲気」（68.0%）、「土日、夜間も相談可能など利用しやすい受付時間」（48.3%）と、利用しやすさを期待する人が多く、県に対しては、「相談受付から問題解決まで、一つの機関が一貫して対応」（49.3%）を期待する人が多くなっています。一方、国に対しては、普段の利用しやすさより、「高度な知識を持った専門家による、的確な対応」（64.0%）でした。

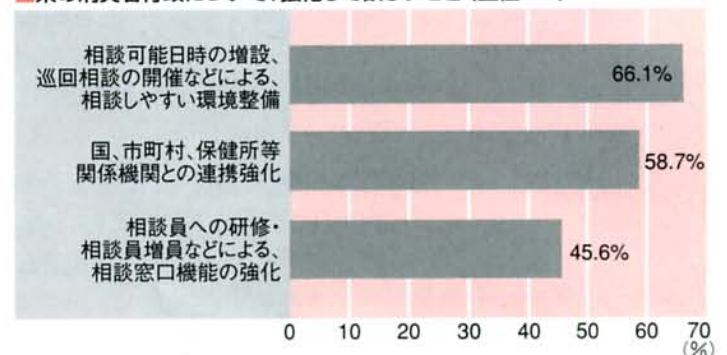
■市町村、県、国の消費生活相談窓口への期待



◆今後強化して欲しいことは、相談しやすい環境整備

県消費者行政に今後特に強化して欲しいことについて、「相談可能日時の増設、巡回相談の開催などによる、相談しやすい環境整備」（66.1%）の回答率が最も高く、続いて「国、市町村、保健所等関係機関との連携強化」（58.7%）でした。

■県の消費者行政について、強化して欲しいこと(上位3つ)



平成21年度 愛知県消費生活モニターを募集します

モニターの仕事 専門的な知識は必要ありません。

- ①日常生活の中での、危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・通報
- ②アンケート及び調査への回答(年5回程度)
- ③生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合のみ)
- ④消費者行政に関する意見・要望の提出
- ⑤ご家族、ご近所の方など周囲への消費生活に関する情報の提供
- ⑥研修会への出席(年1回の予定)

募集人員 340人程度

応募資格 県内在住の満20歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

任期 平成21年4月～平成22年3月(1年間)

謝礼 年額7千円(予定)

募集期間 1月26日(月)～2月20日(金)
(当日消印有効)

応募方法 各県民生活プラザ、各市区町村の消費者行政担当課や県ホームページ(アドレスは4ページに掲載)で配布している所定の応募用紙で、郵送、FAX、持参又はメールによりお申し込みください。

選考結果 全員の方に3月下旬までに通知します。

■問合せ先 県民生活課 ☎052-954-6163

消費生活モニターの声

平成20年度消費生活モニターの方からのご報告・ご質問と、それに対する県の助言・回答をご紹介します。



Q 家族の携帯電話に、不当請求と思われるメールが来ました。心当たりはありません。

A 決してこちらから連絡せず、不安を感じる際には、県民生活プラザに相談するよう助言しました。



Q スパ・フィットネス施設の広告を見て、岩盤浴を利用するため施設に行ったところ、入浴とセットでないと利用できませんでした。

A 広告には、岩盤浴利用に別途入浴料が必要であることは表示されていませんでした。施設に確認し、注意しました。



Q 要冷蔵の牛乳が、特売品として、常温の通路に山積みにして販売されていました。

A 保健所に情報提供し、後日、現地確認のうえ、指導が行われました。

賢い消費者になるために～食の安全・安心県民交流会～

事故米の食用への不正転売、メラミンの食品混入事件など食の安全性や信頼を揺るがす事件が相次いで発生しており、食に対して不安を感じている消費者は少なくありません。

愛知県では消費者の方々に対し、食の安全に関する最新の情報を提供し、意見交換をする「食の安全・安心県民交流会」を開催しています。今回は、毎日新聞社 小島記者を講師に招いて、「食の安心を考える～賢い消費者になるために～」をテーマに交流会を開催します。皆さんも、食の安全・安心について、一緒に考えてみませんか？



日時 2月18日(水) 午後2時から午後4時まで

場所 愛知県図書館5階 大会議室

対象・定員 県内在住者・100名

応募方法 ハガキ、FAX、Eメールで申込み
(申込み多数の場合は抽選)

参加費 無料

申込み締切り 2月2日(月)

■問合せ先

健康福祉部健康担当局生活衛生課食品安全対策グループ
〒460-8501(住所記載不要)

☎(052)954-6297 FAX(052)954-6921

Eメール eisei@pref.aichi.lg.jp

2月は「省エネルギー月間」です。

冬は、暖房機器の使用などで、エネルギー消費が増加する季節です。

暖房機器の設定温度は高すぎませんか？19℃を目安に調節しましょう。また、出かけたり寝る時は、15分前を目安に電源を切りましょう。不必要な、つけっぱなしをしないようにしましょう。カーディガンやひざ掛けなどは、体感温度をアップさせます。

こうした私たち一人ひとりの省エネ行動が、大きなエネルギーの節約や地球温暖化防止につながります。この機会にライフスタイルを見直し、効率的なエネルギー使用をこころがけましょう。



第35回 資源とエネルギーを大切にす愛知県民大会を開催します

① 日時

2月7日(土) 13:00～15:00
(開場時刻:正午)

② 場所

ウィルあいち 3階 大会議室
(愛知県女性総合センター)
名古屋市東区上野杉町1番地
最寄駅 地下鉄「市役所」駅

③ 内容

★省資源・省エネルギーポスター入賞作品
表彰式

★講演

「自然環境と食の安全を考えよう!」
講師 環境カウンセラー 篠田 陽作 氏



半田市立亀崎小学校6年
島 佳澄さんの作品

入場無料です。
お気軽にご参加ください。
※ご来場は、公共交通機関を
ご利用ください。



篠田氏プロフィール

- ☆環境カウンセラー、環境省自然公園指導員
- ☆豊田市環境審議会委員、あいち環境学習推進協議会委員
- ☆愛知県立大学、豊田工業高等専門学校非常勤講師
- ☆平成20年度地域環境保全功労賞環境大臣賞受賞
- ☆環境教育・幼児の体験型環境教育・自然体験型環境教育など幅広い環境教育分野で活動するとともに、ビオトープ・生態系保全など、幅広い環境教育分野での活動を展開。

■問合せ先 県民生活課 ☎052-954-6166

若者の消費者トラブル及び多重債務被害未然防止研修会を開催しました



大学生、短大生及び専修学校生(以下「大学生等」という。)は、社会経験が少ないことから、マルチ商法やアポイントメントセールス、キャッチセールス等の悪質商法の被害に遭ったり、消費者金融の金利や返済に関する知識・認識が不足していることなどから、多重債務に陥ったりという状況が見られます。

10月16日、大学生等を悪質商法及び多重債務の被害から守るため、大学、短大及び専修学校(以下「大学等」という。)において消費生活に関する指導・相談・助言に対応できる指導者を育成することを目的として、大学等の教職員を対象とした研修会を実施しました。

内容

- 若年層から県民生活プラザへの相談状況
- 本県における多重債務者対策
- 講演
「若者を悪質商法被害と多重債務被害から守るための基礎知識」
講師 釜井 英法 氏 (弁護士、獨協大学法科大学院客員教授)

暮らしのお役に立ちます ～県民生活プラザは受付の番号です～

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388
名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101

※ ☎ は、市内在住の方